

第8回「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」 議事要旨

1. 日時

平成30年10月16日（火） 13:00～15:45

2. 開催場所

福岡朝日ビル B1階 13,14番会議室

3. 出席者

別添出席者名簿のとおり

4. 議題

- (1) 昨年度の協議会における検討事項の概略説明
- (2) 本年度の協議会における検討・協議予定事項及びスケジュール（案）
- (3) 「平成28年熊本地震に係る記録誌」の作成経過
- (4) 九州ブロック内自治体における災害廃棄物処理対策に係る状況
- (5) 災害廃棄物対策指針の改定について

5. 議事概要

(1) 昨年度の協議会における検討事項の概略説明

- ・資料1を用い、事務局より報告（ご意見等は特になし）。

(2) 本年度の協議会における検討・協議予定事項及びスケジュール（案）

- ・資料2を用い、事務局より報告（ご意見等は特になし）。

(3) 「平成28年熊本地震に係る記録誌」の作成経過

- ・資料3を用い、事務局より説明。

意見交換で出た主なご意見は下記のとおり。

- ・環境省本省など他の部局でも記録誌を作成していると思うが、進捗やこちらの記録誌との整合はどうか。

→【事務局回答として】当時熊本に入った支援チームにもアンケートなどを出しているが回答がまだ来ていない。本省で公表できる振り返りの資料はあるので、まずはそういったところから整理し、整合を図っていきたい。今回作成している記録誌も、独立したものではなく、こうした関連の記録誌と横断的に整理をしていけたらと考えている。

糸魚川市の災害の記録誌も完成しつつあると聞いているので、他の災害の記録誌がどのようにとりまとめられたかも参考にしながら、こちらの記録誌もまとめていきたい。

- ・災害から1～2か月後の時点などで、環境省から講習を兼ねた報告会のような場があると良いかと思う。

- ・「災害対応の失敗例」は、記録誌の第7章の「教訓」の部分で示されるのか。

→【事務局回答として】課題、失敗例などを含めた振り返りは、時系列・項目別で整理した記録

誌の各節の中で示しており、これらを総括する形で、第7章で教訓等を示している。

- ・熊本県や熊本市に伺いたいのが、防災部局を中心に、自治体全体としての記録誌をどこまで作成されているのか。また、その中で災害廃棄物についてどこまで整理されているのか。

今回作成している記録誌との位置づけや関係性はどのようになっているのか。

→【熊本県の回答として】県全体の記録としては、発災後3か月の対応を整理したものが、発災から1年以内にまとめ、出版されている。その後、発災後4か月以降の対応についても作成されている。内容は、人命救助、食料や水の確保、受援のあり方など、行政全般のことが中心で、災害廃棄物に関する内容は、当課が作成中の記録に委ねられており、県全体の記録ではあまりページが割かれていない。九州地方環境事務所で作成している記録誌については、当課の担当も記録誌検討会に出席していることもあり、そちらとの整合は図れているものと考えている。

→【熊本市の回答として】市全体の記録としては、本年数百ページのものを作成しており、災害廃棄物については、作成当時時点の内容で1章分くらいに相当する数十ページにわたって整理されている。災害廃棄物部署としては、来年度、補助金など実務ベースの内容を掘り下げたものを作成予定。

(4) 九州ブロック内自治体における災害廃棄物処理対策に係る状況

- ・県・市の各構成員より、災害廃棄物処理対策に係る状況について、それぞれ報告。

意見交換で出た主なご意見は下記のとおり。

- ・九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定で様式の統一について検討との報告があったが、今の取り組み状況はいかがか。

→【構成員回答として】今年度1回目の連絡会を行った中で、提案が行われた。今年度中にもう1回連絡会を開催する中で、各県の情報をまとめながら統一を図っていこうと検討を始めたところである。

(5) 災害廃棄物対策指針の改定について

- ・資料4を用い、事務局より報告（ご意見等は特になし）。

(6) その他

- ・公益財団法人 自動車リサイクル促進センター及びMS & ADインターリスク総研株式会社より、「被災自動車の処理に係る手引書・事例集（自治体担当者向け）」の紹介。

意見交換で出た主なご意見は下記のとおり。

- ・このマニュアルは津波の時のみならず、水害でも使えるものか。また、フォーマット集や管理台帳のひな形などは平時も使われているものか。使われている場合どこの部局で取り扱われているのか。災害廃棄物処理計画に生かすため、これらの電子データを提供いただくことは可能か

→【説明者回答として】今回の手引書は大規模な津波災害を想定したものであるが、水害でも部分的に共通項となる部分はある。水害でも使いたいという声が多いため、これを受けた改訂版を来年度に策定予定である。フォーマット等は、東日本大震災の時に使われたものをほぼそのまま使っていることから、平時には使われているものではない。なお、自動車リサイクルについては、産廃部局が管轄となっている。フォーマット等の電子データは、自治体の方は自動車リサイクルシステムのサイトにログインしてダウンロードすることができる。

配布資料

出席者名簿、配席図

資料 1 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会 平成 29 年度協議・検討事項

資料 2 本年度の協議会における検討・協議予定事項及びスケジュール

資料 3 「平成 28 年熊本地震に係る記録誌」の作成経過

資料 4 災害廃棄物対策指針の改定について

以 上